

第 5278 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 7月30日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 実地調査以外の調査の再調査

Q：実地調査以外の調査が改正されたとか。どのようになったのですか？

A：新たな情報がなくても必要であれば再調査することができるようになりました。

【解説】

実地調査以外の調査とは、申告書の内容について、納税者に来署してもらい、その内容を確認する調査などをいいますが、今年度の改正では、実地調査以外の調査終了後、新たに得られた情報に照らし非違があると認められるとき以外でも、調査が必要な場合は、再調査ができるようになりました。

この取扱いは、平成27年4月1日以後に行われた調査に適用されます。

調査手続きをまとめますと、次のようになっています。

- ①再調査の前提となる調査が実地調査の場合は、新たな情報がない限り再調査は行われない。
- ②再調査の前提となる実地調査以外の調査が平成27年4月1日以後に行われた場合は、新たな情報がなくても調査が必要な場合は、再調査が行われる。
- ③再調査の前提となる実地調査以外の調査が平成27年3月31日までに済んだ場合には、新たな情報がない限り再調査は行われない。なお、再調査が行われる場合には、事前通知が行われることになっています。

